



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係るものに限り）も納付することができます。

- と き 9月14日(水)・10月12日(水)
17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

相続登記制度が新しくなります

令和6年4月1日から土地・建物の相続登記の申請が義務化されます。

正当な理由がないのに、土地・建物の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

また、すでに長期間相続登記しないままの土地・建物がある場合も令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしないと、過料の対象

になることがあります。

法務局のホームページで相続登記の方法などをお知らせしています。相続人が多いなど自力で相続登記の手続きが困難な場合は、登記の専門家である司法書士にご相談ください。

- 問合せ
釧路地方法務局北見支局 (☎ 23-6166)

相続登記相談会開催のお知らせ

司法書士・法務局職員による相続登記相談会を下記の日程で開催します。

相続登記の申請義務化を控えて、すでに相続が発生しているのに相続登記をしないままの土地・建物があるという方は、ぜひご利用ください。

- と き 10月12日(水)9時～15時40分
- ところ 釧路地方法務局北見支局
- 定員 先着18組(予約制)
- 料金 無料
- 申込み・問合せ
釧路地方法務局北見支局 (☎ 23-6166)
9月26日(月)～10月7日(金)の平日9時～17時まで音声案内にしたがって、電話機③を押してください。

第9回まちづくり推進会議を開催しました

第9回まちづくり推進会議を7月29日に町公民館多目的ホールで開催しました。前回の第8回まちづくり推進会議では、「まちの魅力向上について」をテーマとして、意見交換をしました。その中で出された「町内外にまちの魅力が十分に発信できていないのではないか」という意見から、今回の第9回まちづくり推進会議では、その課題に焦点を当て、「まちの魅力向上について～まちの情報発信について考える～」をテーマとして、より活発な意見が出るよう2グループに分かれ、意見交換をしました。

その主な意見を一部抜粋して、紹介します。
※詳細は右記QRから町ホームページ、まちづくり情報コーナーでご確認ください。



各グループワークでの主な意見

- 町ホームページをどのような場面で活用したことがあるか
 - ・他市町村から訓子府町へ転入するときに活用した
 - ・ゴミの分別などの情報を「分別収集のてびき」や「ごみ収集カレンダー」で見るとより早く確認したい場合にホームページを活用する
 - ・広報紙などの紙媒体に慣れているため、ホームページは活用したことがない
 - 町ホームページの改善点についての意見
 - ・情報によっては、写真が少なく文字が多いページもあり、魅力が十分に伝わっていない部分があると感じる
 - ・町内の運動施設の場所が一目で分かるようなものがあると良いのではないか
 - ・トップページに「訓子府の魅力」が伝わるような動画があると良いのではないか
 - ・公営住宅入居を検討するための情報量が少ない。写真や間取りがあるとイメージしやすいと思う
 - ・町内の自然や生態の紹介があると、観光に訪れる方もいるのではないか
 - ・こども園がまちの魅力の一つと考えるが、ホームページでどのような活動をしているか、もっと発信した方が良いと感じる
 - ・町内の塾や各種教室などの情報がないため、飲食店のようにホームページで周知できないか
 - 町 SNS の改善点についての意見
 - ・ホームページの延長という印象を受ける
 - ・災害などの道路の通行止めや解除の情報があると便利だと思う
 - その他の意見など
 - ・「訓子府(くんねっぷ)」は読み方が難しく、読めない人もいるので、それを逆手にとってPRしても良いのではないか
 - ・広報紙の折り込みが少なくなり、紙面も改良され、見やすくなったという意見とチラシを楽しみにしていたという意見に分かれた
- 今回の会議では、委員の皆さんから現在の「まちの情報発信」をより良くするための意見を多数いただいたことから、今後、町では見直すべき点を検討・改善していきます。



8・9月は北方領土返還強調月間です

インボイス制度が始まります

インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。この制度下では、買い手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売り手が交付するインボイスを保存する必要があります。売り手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続きが必要です。

- 登録申請手続
インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。
 - ※期間間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合がありますので、申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。
 - インボイス制度説明会・登録申請相談会
税務署ではインボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続きを説明する「登録申請相談会」を開催しています。
- ※詳細については、右記QRから札幌国税局ホームページをご覧ください。



■問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

■問合せ 企画財政課企画係 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)